

簡易タンク貯蔵所構造設備明細書

①	事業の概要		農業 (農機具用燃料の小分け販売)			
②	専用室の構造	壁	延焼のおそれのある外壁	鉄筋コンクリート (耐火構造)	床	鉄筋コンクリート (耐火構造)
			その他の壁	鉄筋コンクリート (耐火構造)	屋根	鉄筋コンクリート (耐火構造)
		出入口	鉄製 (特定防火設備/自閉式) (しきい高さ 30cm)	その他	専用室 : 20 m ²	
③	タンクの構造、設備	形状	角型	寸法	縦 : 783.6 mm 横 : 793.6 mm 高さ : 993.8 mm	
		容量	576 l	材質、板厚	天板、側板、底板 : 3.2 mm (SUS304)	
		通気管	無弁通気管	給油、注油設備	給油設備 × 1 (ACST1111)	
④	タンク固定方法		アンカーボルト (M12) でコンクリートに固定する。			
⑤	採光、照明設備		直管型 LED 灯 8 灯 (耐圧防爆型)			
⑥	換気、排気の設備		自動強制排出 × 1、自然換気 × 2			
⑦	消火設備		第5種 粉末ABC消火器 10 型 × 1			
⑧	工事請負者住所氏名		千葉県富津市下飯野 2509 番地 1 危険物保安株式会社 責任者 富津 危太郎 電話 0439-88-6405			

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

【簡易タンク貯蔵所 構造設備明細書記入要領】

《共通事項》

- ・ 該当しない欄は斜線等を記入し、該当しないことを明確にすること。
- ・ 所定の欄に記入できない場合は〔別紙〇参照〕と記入し、別紙に当該内容を記入すること。

①「事業の概要」

簡易タンク貯蔵所が設置されている事業所の主たる事業概要を記入し、貯蔵目的を括弧書きで記入する。

②「専用室の構造」

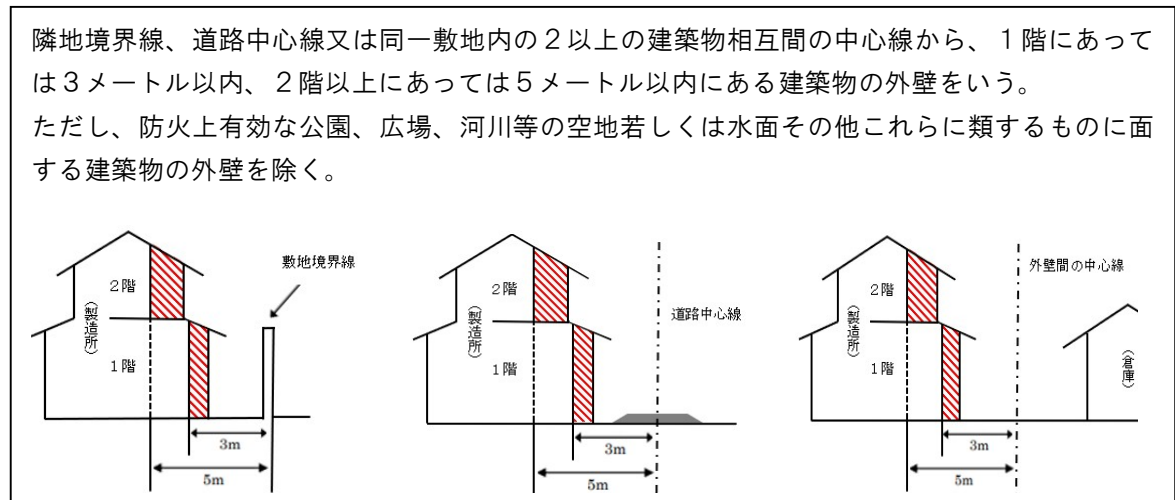
簡易タンク貯蔵所を専用室内に設置する場合は記入する。

なお、該当しない場合は斜線等で抹消する。

ア「延焼のおそれのある外壁」

専用室のうち、延焼のおそれのある外壁に該当する部分の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造）を括弧書きで記入する。

《参考》延焼のおそれのある外壁とは



イ「その他の壁」

専用室のうち、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の材質を記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

ウ「床」、「屋根」

専用室のうち、該当する部分の材質をそれぞれ記入し、建築基準法令の規定による構造等（耐火構造、不燃材料等）を括弧書きで記入する。

エ「出入口」

専用室のうち、外壁に面する部分にある出入口の材質を記入し、建築基準法令の規定による耐火性能（防火設備、特定防火設備）及び必要に応じて自閉装置の有無を括弧書きで記入する。

また、専用室に設けたしきい又は油止め等の高さを記入する。

オ「その他」

専用室の面積を記入する。

③「タンクの構造設備」

ア「形状」

タンク形状を記入する。

《参考》

タンク形状	
縦置円筒型	角型
横置円筒型	その他

イ「寸法」

タンク形状に応じて、次により記入する。

タンク形状	記載項目
縦置円筒型	内径、高さ（側板の底部からトップアングルまでの高さ）
横置円筒型	内径、胴長、全長、鏡出
角型	縦（奥行）、横（幅）、高さ

ウ「容量」

危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）第5条第2項に規定するタンクの容量（タンク検査済証に記載された容量）を記入する。

エ「材質、板厚」

当該タンクの各部分の板厚を記入し、材料記号を括弧書きで記入する。

<記入例>

縦置円筒型：底板〇〇mm（SS400）、側板〇〇mm（SS400）、屋根板〇〇mm（SS400）
横置円筒型：胴板〇〇mm（A1070）、鏡出〇〇mm（A1070）

オ「通気管」

〔無弁通気管〕又は〔大気弁付通気管〕の別を記入する。

なお、大気弁付通気管の場合は作動圧についても記入する。

カ「給油、注油設備」

給油設備又は注油設備の別及び設置数を記入し、型式を括弧書きで記入する。

④「タンク固定方法」

タンクの固定方法（鋼製架台により固定等）を記入する。

⑤「採光、照明設備」

採光及び照明設備の種類、設置数及び防爆構造の種別等を記入する。

<記入例>

窓 2箇所（網入りガラス）、蛍光灯 4灯（安全増防爆形）

⑥「換気、排出の設備」

換気、排出の設備に分け、種別及び設置数を記入する。

《参考》

【換気設備】	
[用途]	室内の空気を有効に置換し、室温を上昇させないための設備をいう。
[種別]	自然換気：給気口と換気口により構成される（ガラリ等）。 強制換気：給気口と回転式又は固定式ベンチレータ等により構成される。 自動強制換気：給気口と自動強制排風機により構成される。
【排出設備】	
[用途]	建築物内で、引火点 70℃未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合に、内部に滞留した可燃性蒸気を屋根上に排出する設備をいう。
[種別]	強制排出：回転式ベンチレータ、排出ダクト、フード等により構成される。 自動強制排出：自動強制排風機、排出ダクト、フード等により構成される。

⑦「消火設備」

危政令別表第5の規定による消火設備の区分（第1種～第5種）、設備名及び設置数を記入する。

《参考》

区分	設備名
第1種消火設備	屋内消火栓 屋外消火栓
第2種消火設備	スプリンクラー設備
第3種消火設備	水蒸気消火設備 水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備
第4種消火設備	大型消火器
第5種消火設備	小型消火器・乾燥砂・膨張ひる石・ 膨張真珠岩・水バケツ・水槽

⑧「工事請負者住所氏名」

工事請負者の住所、氏名（法人の場合は、主たる事業所の所在地、法人名及び当該工事の責任者名）及び電話番号を記入する。